

# 森林産業コミュニティ・ネットワーク運営規則

令和3年4月21日

最終改正：令和5年3月23日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この規則が対象とする組織は、森林産業コミュニティ・ネットワーク（略称：FICoN（ファイコン））（以下、「ファイコン」という。）と称する。

(目的)

第2条 ファイコンは、森林・林業・木材産業のイノベーションを担う研究開発プラットフォームの連携強化やコンソーシアムの立ち上げ支援など、イノベーション創出を支援する活動を推進し、異分野との連携についても強化するため、企業、大学、公設機関など様々な立場の会員が意見交換し、協創できるコミュニティとしてのネットワークづくりを目的とする。

(事業内容)

第3条 ファイコンは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ネットワーク構築と運営に関する活動
- (2) ウェブ等を活用したシンポジウムや検討会の開催
- (3) 異分野との連携強化やコンソーシアム立ち上げに向けたマッチング支援
- (4) その他ファイコンの目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(会員)

第4条 ファイコンの会員は、第2条に定める目的に賛同する法人、団体（研究開発プラットフォームを含む。以下同じ。）又は個人とする。

(入会)

第5条 入会しようとする者は、入会申込書を第19条に定める事務局あてに提出し、第14条に定めるファシリテーターチーム会議の承認を得るものとする。

(退会)

第6条 退会しようとする会員は、退会届を第19条に定める事務局あてに提出し任意に退会することができる。

(会員の権利及び義務)

第7条 会員は第3条に定める事業に参加する権利を有し、また、当該事業に協力する義務を負う。

2. 会員は、本規則その他ファイコンの運営に係る諸規定、ルール等を遵守する義務を負う。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、ファシリテーターチーム会議の議決により当該会員を除名することができる。

- (1) 本規則に違反したとき。
- (2) ファイコンの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(資格喪失)

第9条 会員は、第6条及び前条の場合のほか、会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したときは、会員の資格を喪失する。

### 第3章 体制

(ファイコンの体制)

第10条 ファイコンに、ファシリテーターチーム会議を置く。

(ファシリテーターチーム会議の構成)

第11条 ファシリテーターチーム会議の構成は以下の通りとする。

- (1) ファシリテーター1名
- (2) 副ファシリテーター若干名
- (3) 幹事会員

(ファシリテーター等の職務)

第12条 ファシリテーターは、以下の各号の職務を担う。

- (1) イノベーション創出を支援するための場の提供
  - (2) 関係者間の連携・協力関係の調整
  - (3) ファイコンの行う事業の進捗管理の統括
2. 副ファシリテーターは、ファシリテーターの職務を補佐する。
3. 幹事会員は、ファシリテーターチーム会議に参画し、ファイコンの運営を担う。

(ファシリテーターチームの選任方法)

第13条 ファシリテーターは、幹事会員の中からファシリテーターチーム会議において、選任する。

2. 副ファシリテーターは、ファシリテーターチーム会議の審議を経て、幹事会員の中からファシリテーターが選任する。
3. 幹事会員は、ファイコンの設立時を除き、ファシリテーターチーム会議の審議を経て、会員の中からファシリテーターが選任する。

(ファシリテーターチーム会議)

第14条 ファシリテーターチーム会議では、ファイコンの運営に係る以下の各号に定める事項の審議を行う。

- (1) 事業計画の策定

- (2) 事業計画並びに収支予算及び決算の承認
  - (3) 幹事会員の選任、解任及び退任の承認
  - (4) 会員の入会又は会員資格の変更に係る申込の承認
  - (5) 本規則の改廃
  - (6) ファイコンの解散
  - (7) その他、ファイコンの運営に関する重要な事項
2. ファシリテーターチーム会議の議長はファシリテーターが務めるものとし、議長の招集により適宜開催するものとする。議長に事故あるときには、副ファシリテーターの中から選定された暫定議長が務めるものとする。
  3. ファシリテーターチーム会議の議事は、第 11 条に定める会議の構成員からの提案を受け、議長がこれを決定する。
  4. ファシリテーター及び副ファシリテーターが事前に了解した場合に限り、審議を書面により実施することができる。
  5. ファシリテーターチーム会議は、適宜、専門的又は個別的な課題に関する諮問機関として、ファシリテーターチーム会議が選任した会員で構成される単独又は複数の「ワーキング会議」を設置することができる。

(ファシリテーターチーム会議構成員の解任)

第 15 条 ファシリテーターチーム会議構成員（以下、単に「構成員」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、ファシリテーターチーム会議の 3 分の 2 以上の同意をもって、それを解任することができる。

- (1) 本規則に違反又は目的に反する行為をしたと認められるとき
  - (2) 病氣療養等の理由で長期に構成員としての責務が果たせないと認められるとき
  - (3) その他、構成員としてふさわしくない正当な理由がある場合
2. 前項によりファシリテーターを解任する場合、第 14 条第 2 項に定める暫定議長がファシリテーターチーム会議の議長を務めるものとする。

(構成員の退任)

第 16 条 構成員より退任の申出が出された場合は、ファシリテーターチーム会議において退任を承認する。

## 第 4 章 運営

(会費)

第 17 条 会員は、ファシリテーターチーム会議で定めた会費を負担する。ただし、設立から当分の間は会費の徴収は行わないものとする。

(費用負担)

第 18 条 ファイコンの活動に係る費用は、原則として当該費用が発生する活動を行った会員が個別で負担する。ただし、次条に定める管理運営機関が自らが支弁すべき費用として認めたものについては、ファイコンの事務局を通じて管理運営機関が支弁する。

(管理運営機関・事務局)

第 19 条 ファイコンの管理運営機関は、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所（〒305-8687 茨城県つくば市松の里 1）と定め、管理運営機関の企画部研究管理科産学官連携・知財戦略室に事務局を置く。

2. 事務局は、ファイコン運営に係る、総務、庶務全般の事務を行う。

（知的財産の取扱い）

第 20 条 ファイコンにおける活動で得られた知的財産の取扱いについて定める場合には、幹事会員及び会員間での協議を踏まえ、ファシリテーターチーム会議において決定する。

（事業年度）

第 21 条 ファイコンの事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（委任）

第 22 条 本規則に定めるもののほか、ファイコンの運営に必要な事項は、ファシリテーターチーム会議の決議を経て、ファシリテーターが別に定める。

## 第 5 章 附則

（設立）

第 23 条 設立時の幹事会員は、別紙 1 の通りとする。

（設立承認）

第 24 条 ファイコンの設立に先立ち前条に定める幹事会員により設立承認を実施する。

2. 前項を実施する際の事務局は、国立研究開発法人 森林研究・整備機構がこれにあたる。  
3. 設立承認において、以下の各号に定める事項について了承の上、幹事会員となることに同意する。

(1) 本規則

(2) ファシリテーター及び副ファシリテーター

(3) その他、ファイコンの設立・運営に関する事項

4. 設立承認は、前条に定める幹事会員全員の同意をもって成立するものとする。

（設置期間）

第 25 条 ファイコンの設置期間は、令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、ファシリテーターチーム会議において事業継続の意思が表明され、第 19 条に定める管理運営機関機構の長がその設置の継続を認めた場合には、期限を定めて延長更新することができる。

以 上

## 森林産業コミュニティ・ネットワーク（略称：FICoN（ファイコン））設立時幹事会員

氏名	所属
鮫島 正浩	信州大学工学部（東京大学名誉教授）
酒井 秀夫	（一社）日本木質バイオマスエネルギー協会 （東京大学名誉教授）
高口 洋人	早稲田大学理工学術院
斎藤 幸恵	東京大学農学生命科学研究科
立花 敏	筑波大学生命環境科学研究科
鈴木 信哉	ノースジャパン素材流通協同組合
日當 和孝	（有）マルヒ製材
逢坂 達男	住友林業（株）
松岡 秀尚	中国木材（株）
古俣 寛隆	（地独）北海道立総合研究機構
矢田 豊	石川県農林総合研究センター
仁多見 俊夫	東京大学農学生命科学研究科
藤澤 義和	合同会社 サワディカップジャパン
平野 陽子	（株）ドット・コーポレーション
青木 和壽	（有）和建築設計事務所 代表取締役
平井 敬三	（国研）森林研究・整備機構
近藤 禎二	（国研）森林研究・整備機構
谷口 亨	（国研）森林研究・整備機構
宮崎 安将	（国研）森林研究・整備機構
佐藤 大樹	（国研）森林研究・整備機構
野口 徹	信州大学 先鋭材料研究所
片岡 厚	（国研）森林研究・整備機構
宇都木 玄	（国研）森林研究・整備機構
桃原 郁夫	（国研）森林研究・整備機構
塔村 真一郎	（国研）森林研究・整備機構
久保山 裕史	（国研）森林研究・整備機構
柳田 高志	（国研）森林研究・整備機構
松井 直之	（国研）森林研究・整備機構